平成２５年（家）第１９１０号
愛知県瀬戸市広之田町97番地３
申立人　高橋　　鈴
本籍愛知県瀬戸市落合町50番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所愛知県瀬戸市、死亡年月日平成21年２月16日、出生の場所愛知県瀬戸市、出生年月日昭和31年５月30日、職業不詳
被相続人　亡　加藤　信保
事務所名古屋市北区平安２丁目１番10号　第５水光ビル３階　弁護士法人名古屋北法律事務所
相続財産管理人　弁護士　鈴木　哲郎
名古屋家庭裁判所
平成２５年（家）第７１０３７号
広島市安佐南区八木４丁目９番19号
申立人　髙西　久子
本籍広島県江田島市江田島町切串３丁目11634番地、最後の住所大阪市浪速区下寺３丁目７番19号丸共ビル413、死亡の場所大阪市浪速区、死亡年月日推定平成25年１月７日、出生の場所広島県安芸郡江田島町、出生年月日昭和５年11月19日、職業不詳
被相続人　亡　増井美代子
事務所大阪府豊中市新千里東町１－２－４信用保証ビル６階　千里中央法律事務所
相続財産管理人　弁護士　相間佐基子
大阪家庭裁判所
平成２５年（家）第７１０９６号
大阪府箕面市半町２丁目21番８号　Ａ号
申立人　橋本一郎こと　金　　靖浩
本籍大阪府大阪市西区立売堀３丁目46番地、最後の住所大阪府枚方市東牧野町20番８号、死亡の場所大阪府枚方市、死亡年月日平成23年９月19日、出生の場所大阪府大阪市西区、出生年月日昭和11年８月26日、職業不詳
被相続人　亡　髙畑　博人
事務所大阪市北区西天満１丁目７番４号　協和中之島ビル５階
相続財産管理人　弁護士　小谷　隆幸
大阪家庭裁判所

相続財産管理人の再選任

次の被相続人について従前の相続財産管理人が辞任したので、その相続財産の管理人を次のとおり再選任した。

平成２０年（家）第４０１８１号
申立人　職権
本籍東京都杉並区下井草１丁目950番地、最後の住所横浜市港北区新吉田東６丁目６番19号、死亡の場所横浜市港北区、死亡年月日推定平成19年12月６日、出生の場所東京市豊島区、出生年月日昭和15年５月11日、職業無職
被相続人　亡　五井　　朗
事務所横浜市中区太田町１－９神奈川県興業ビル４階
相続財産管理人　弁護士　瀬古　宜春
横浜家庭裁判所

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。
平成２５年（家）第９３０号
岡山県津山市山北696番地２
申立人　政広　雄造
本籍岡山県津山市下高倉東1045番地７、最後の住所岡山県津山市下高倉東1071番地23、死亡の場所岡山県岡山市北区、死亡年月日平成23年12月５日、出生の場所岡山県苫田郡高倉村、出生年月日昭和23年８月26日、職業無職
被相続人　亡　矢田　利夫
催告期間満了日　平成26年７月15日
岡山家庭裁判所津山支部
平成２５年（家）第９４９号
岡山県津山市山下46番地26
申立人　飯綱　浩二
本籍岡山県美作市古町1208番地、最後の住所岡山県美作市古町847番地２、死亡の場所岡山県津山市、死亡年月日平成24年４月14日、出生の場所岡山県英田郡大原町、出生年月日昭和36年10月21日、職業無職
被相続人　亡　小寺日出夫
催告期間満了日　平成26年７月15日
岡山家庭裁判所津山支部
平成２５年（家）第５０４５号
山口県下関市竹崎町４丁目１番22号　エストラストビル401
申立人　中野　善朗
本籍埼玉県加須市中央１丁目923番地２、最後の住所山口県下関市員光町４丁目６番８号、死亡の場所山口県下関市安岡町８丁目５番１号、死亡年月日平成25年３月21日、出生の場所東京府東京市本所区、出生年月日大正15年９月24日、職業無職
被相続人　亡　原田　幸子
催告期間満了日　平成26年７月10日
山口家庭裁判所下関支部
平成２５年（家）第７２４２０号
東京都千代田区麹町３－３－８丸増麹町ビル２階鈴木総合法律事務所
申立人　鈴木　仁史
本籍東京都世田谷区粕谷３丁目32番、最後の住所東京都世田谷区粕谷３丁目32番15号、死亡の場所東京都新宿区、死亡年月日平成24年12月２日､出生の場所岩手県稗貫郡石鳥谷町、出生年月日昭和20年６月15日、職業不詳
被相続人　亡　種市　昭雄
催告期間満了日　平成26年７月31日
東京家庭裁判所
平成２５年（家）第７２４４２号
東京都中央区京橋２－８－21金鳳堂ビル５階飯塚総合法律事務所
申立人　荒木　理江
本籍東京都台東区竜泉１丁目12番地、最後の住所東京都足立区千住宮元町９番１号、死亡の場所東京都荒川区、死亡年月日平成25年２月19日、出生の場所東京市下谷区、出生年月日昭和２年９月23日、職業無職
被相続人　亡　藤本登志子
催告期間満了日　平成26年７月31日
東京家庭裁判所
平成２５年（家）第７２４４３号
東京都中央区八丁堀３－26－９ＫＳＫアネックス11階弁護士柴田幸一郎法律事務所
申立人　柴田幸一郎
本籍さいたま市見沼区大和田町２丁目1502番地、最後の住所東京都品川区東品川４丁目13番24－1706号、死亡の場所東京都品川区、死亡年月日平成24年７月９日、出生の場所埼玉県浦和市、出生年月日昭和39年５月14日、職業会社員
被相続人　亡　島村　順一
催告期間満了日　平成26年７月31日
東京家庭裁判所
平成２５年（家）第５１５０号
滋賀県近江八幡市出町768　エスペラント２階　近江八幡法律事務所
申立人　俣木　　徹
本籍滋賀県愛知郡愛荘町栗田139番地、最後の住所滋賀県蒲生郡日野町大字小御門201番地１、死亡の場所滋賀県蒲生郡日野町、死亡年月日平成22年６月23日、出生の場所滋賀県愛知郡八木荘村、出生年月日昭和６年９月16日、職業無職
被相続人　亡　大西純一郎
催告期間満了日　平成26年７月11日
大津家庭裁判所彦根支部

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので､その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することがあります。
平成２５年（へ）第９２号
広島市西区商工センター２丁目14番３号
申立人　株式会社ワカバ
代表者代表取締役　若林　伸行
権利を争う旨の申述の終期　平成26年３月24日
平成25年12月11日　　大阪簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＸＣ243789
金額　7,059,234円
支払期日　平成25年12月10日
支払地　大阪市
支払場所　株式会社三井住友銀行難波支店
振出日　平成25年10月10日
振出地　大阪市
振出人　イズミヤ株式会社　代表取締役　坂田俊博
受取人　申立人
最終所持人　申立人